財團法人 協調會福岡出張所

財團法人 協調會福岡出張所

告訴の事實及理由

告訴人は昭和九年七月十四日午後三時前後頃ねて被告訴人野上辰之助の經營する長時炭坑採炭夫森田松次なる者の退坑並に所謂「肩入銀」貸借返還問題に關し之が會議的解決方斡旋の爲め被告林某及松尾隆喜の命を受けたる被告瀬戸康吉の呼招に應じて仝人と同道して仝炭坑事務所に赴きたる處仝事務所表入口より向て左側奥に在る被告瀬戸康吉專用机前椅子を與へられ仝人と對峙し前記森田の處理を如何にすべきかに就きて談話を進めたり斯くする內告訴人が別紙第一號證の如き該斡旋方を辭退したるは使用人として該事件直接代理人たる面目を汚辱したりと俄に絶叫して携持せる握手灣曲形狀の「ステツキ」を以て頭部を連打したり告訴人は其の餘りに理不盡なる唐突の狼藉に暫し忘然として立竦みたるに被告瀬戸康吉は机を離れて告訴人の身邊最近に迫り來りて又もや